

第18回 新居浜市子ども・子育て会議議事録

- 1 日 時 令和元年12月26日(木) 15:00～15:49
- 2 場 所 新居浜市役所2階 21会議室
- 3 出席者 篠原実夢委員、合田史宣委員、合田幸広委員、村上伊津紀委員、
小野愛子委員、直野眞壽美委員、三並保委員、立花久美子委員、
住竜太郎委員、森孝美委員、高浜武委員、久保弥生委員、
高橋由紀子委員(以上名簿順)
(欠席者)鈴木純子委員、明比清美委員、
事務局：子育て支援課 藤田部長 曾我部次長 泉副課長、岡田副課長
傍聴者：5人

4 会議結果

(1) 会長挨拶

【合田幸広会長】

みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

年の瀬も押し迫り、いよいよ今年も残すところあと5日間となりましたが、委員の皆様には大変ご多忙な中、「第18回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、保育園や認定こども園への新規入所申込の受付が12月2日から13日まで行われまして、現在は在園児さんの継続利用の受付が令和2年1月17日まで行われております。子育て支援課においては、今後1月から2月にかけて、新規入所の方の保育の必要性の認定や、継続利用の方の現況確認、そして入所調整事務など、繁忙期を迎えるとお聞きしております。

本日の会議では、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた議事などを行い、これまでと同様に、委員の皆様方のご協力をいただきながら、当会議の運営を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、最後までどうかよろしく願いいたします。

ここで、議事に入ります前に、12月から委員を引き受けていただいている方をご紹介したいと思います。新居浜市民生児童委員協議会の直野委員さんから、一言ごあいさつをお願いいたします。

【直野委員】

民生児童委員の主任児童委員をやらせていただいております直野眞壽美と申します。よろしく申し上げます。

【合田幸広会長】

ありがとうございました。本日は、菊本幼稚園の鈴木委員さんと「かがやき保育園」の明比委員さんから欠席の旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

なお、本日は当会議委員として13名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、原則公開することとなっており、当会議の状況を市民の皆さんへ明らかにするとともに、会議運営の透明性を確保するため、全面公開とさせていただきますことをご了承ください。

また、本日の会議には、傍聴の方が5人いらっしゃいます。

(2) 議題

①「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画 素案」について

【合田幸広会長】

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議題①「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画 素案」について、事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事務局からの説明に入る前に、事前に送付させていただいた資料につきまして、確認させていただきます。

まず、本日の「会次第」です。

次に、「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画 素案」です。

次に、「子ども・子育て会議の開催日程調整票」です。

この日程調整票については、ご提出がまだの委員さんは会議終了後、ご提出をお願いいたします。

それから、本日お手元にお配りしておりますのは、12月から委員に変更がありましたので、委員名簿、それから素案のP30からP70まで、これについては一部数字等の記載がなかった部分について具体的に記載しましたので、大変恐れ入りますが、差し替えをお願いいたします。

配布資料の説明は以上ですが、ご確認いただけましたでしょうか？不備はございませんか？

それでは、議題①「新居浜市子ども・子育て支援事業計画 素案」について説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。前回の会議では、皆さんに第2期計画の骨子案をご提示しまして、その「第4章 計画の基本的な考え方」及び「第5章 基本方針及び基本施策の取組」についてご審議いただき、承諾をいただきました。この素案の35ページまでは骨子案と同じものになりますので、説明は省略させていただきます。

36ページをご覧ください。「第4章 計画の基本的な考え方」についてです。前回のおさらいになりますが、まず【1】基本理念では、「第1期計画においては、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つ あかがねのまち」という基本理念を掲げ、就学前の教育・保育提供体制の整備をはじめ、安心して妊娠、出産ができる環境づくり、仕事と子育ての両立支援などを総合的、計画的に推進してきました。一方、第1期計画の点検、評価結果や、この度のニーズ調査では、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が確認できました。こ

のような多様な課題に対応し、安心して子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、本計画においては、第1期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援の充実を図ります。」とあります。第2期計画において、基本理念は変更せず、第1期を継続することで決定をいただきました。

次に、【2】基本方針についてです。第1期計画では基本方針が4つありましたが、第2期計画では、「基本理念の実現に向けて、第2期計画では次の六つの「基本方針」を掲げ、それぞれに「基本施策」を定めます。「基本施策」に基づいて進める個別の取組については、第1期計画で実行してきた個別の事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。」としています。

「基本方針」とは、基本理念を実現するための「柱」のことで、その具体的な取り組みが「基本施策」となります。

37ページをご覧ください。繰り返しになりますが、第2期計画の施策体系では、6つの基本方針にそれぞれ基本施策がぶら下がる形になっております。

38ページをご覧ください。ここからは「第5章 基本方針及び基本施策の取組」ということで、具体的な取り組み内容について、基本方針、基本施策ごとに掲載しています。例えば、基本方針1「子育て家庭を支えるまちづくり」には3つの基本施策がありまして、その内、基本施策1「家庭のニーズに応じた受入体制の整備」には、39ページにかけて記載している5つの事業で取り組んでいくこととなります。ちなみに表の左端の事業名番号については、第1期計画で使用した番号をそのまま引き継いで表示しております。

41ページからは基本方針2「仕事と子育てを両立できるまちづくり」について、43ページからは基本方針3「安心して子育てできるまちづくり」について、47ページからは基本方針4「健やかな成長を支えるまちづくり」について、50ページからは基本方針5「配慮が必要な子どもにやさしいまちづくり」について、55ページからは基本方針6「地域で子どもを見守るまちづくり」について、それぞれ基本施策と事業名を掲載しておりますので、ご確認ください。

59ページをご覧ください。「第6章 子ども・子育て支援事業計画の基本施策」についてです。

その【1】教育・保育の提供区域の設定についてですが、ここでは第1期計画と同様に、市内を川西地区、川東地区、上部西地区、上部東地区の4区域を設定しておりまして、表のように、それぞれ小学校、中学校が分類されます。

次に【2】教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保についてです。

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。

国の指針では、計画を着実に推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、平成27（2015）年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、

本市では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

60ページから61ページをご覧ください。ここでは、この計画の対象となる施設・事業について記載しています。

62ページから63ページをご覧ください。ここでは、教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期を設定します。提供区域ごとの数値は空欄になっており本日お示しできておりませんが、近日中に算出しまして、改めて情報提供させていただきます。本市においては、量の見込みより、多い定員数がほぼ確保できております。

64ページをご覧ください。上の部分ですが、本市においては、幼児期の特定教育・保育施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた定員数を確保できるよう、受入体制の充実や施設整備等に取り組みます。また、0歳から2歳までの3号認定子どもを対象とする地域型保育事業については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

次に、「2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期」についてです。

まず、(1)利用者支援事業です。この事業では、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。本市では、「子育てひろばラトル」や「子育て世代包括支援センター（すまいるステーション）」による支援のほか、子育て支援課内に子育て支援コーディネーターを配置しまして、合計3カ所で支援を行います。

次に、(2)地域子育て支援拠点事業です。この事業では、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。本市では、今後も引き続き、多くの利用につながるよう事業の周知や内容の充実に努め、8カ所の地域子育て支援拠点施設において、支援を行います。

次に、65ページをご覧ください。(3)妊婦健康診査事業です。この事業は、保健センターの事業になりまして、定期的に医療機関において乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業として、出生数の見込みを量の見込みとしています。本市では引き続き、医療機関での妊婦検診に係る費用の一部助成を行い、現在の体制を維持します。

次に、(4)乳児家庭全戸訪問事業です。こちらも保健センターの事業になりまして、乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業として、本市では保健センターの保健師や看護師により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制を維持し、安心して子育てできるよう支援を行います。

66ページをご覧ください。(5)養育支援訪問事業です。こちらも保健センターの事業になりまして、育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家事援助など）を行う事業です。

次に、(6)子育て短期支援事業（ショートステイ）です。この事業は、保護者の疾病や出産、

冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業として、本市では東新学園と清光寮の2施設体制を維持、継続していきます。

次に、(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）です。本市では、総合福祉センター内にファミリー・サポート・センターを開設しておりまして、子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。67ページをご覧ください。上の部分ですが、本市では、現在のセンター体制を維持し、ニーズに応じてきめ細かく利便性の高い事業を展開します。また、事業の周知を行います。

次に、(8) 一時預かり事業です。保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。本市では、引き続き利用ニーズに応じた事業実施に努めます。

次に、(9) 時間外保育事業です。「延長保育」とも言われますが、通常の保育時間を超えて保育を行う事業でありまして、本市では、私立保育園で実施しておりまして、68ページの上の部分になりますが、今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

次に(10) 病児・病後児保育事業です。この事業は、児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。本市では、「なかよし園」さんに運営していただいております、事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。

次に(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）です。この事業は、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。本市では、市内30カ所の放課後児童クラブが運営されておりまして、引き続き現在の体制を維持し、小学6年生までの児童の受け入れを継続します。また、放課後まなび塾や放課後子ども教室との連携を推進します。

69ページをご覧ください。(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業です。この事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、新制度に移行していない幼稚園において、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯を対象とし、給食費のうち副食費分を給付することによる支援を行います。

次に、(13) 多様な主体の参入を促進する事業です。この事業は、教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

本市においては、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

70ページをご覧ください。「第7章 計画の推進」についてです。

ここでは、この、子ども・子育て支援事業計画を推進するために、庁内推進体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、さらには、PDCAサイクルによる進行管理に基

づき、子ども・子育て会議の場において、定期的に推進状況等を点検・評価・検証しまして、今後の取組へ反映するよう努める、と締めくくっています。

71ページをご覧ください。ここからは資料編ということで、新居浜市子ども・子育て会議条例や、委員名簿、会議開催の経緯などを掲載する予定となっております。

以上で、「素案」についての説明を終わります。

【合田幸広会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【森委員】

P55の92番「イクじい・イクばあ孫育て教室の実施」は何年か前より実施されていると思うが、実際にはどのような活動が行われているのか教えてほしい。

【事務局】

この事業は今年から廃止になっており、掲載を削除する予定です。

【森委員】

子育てアシスタントも廃止ですか。

【事務局】

今年度はお休みしましたが、来年度から再開する予定です。

【森委員】

それはニーズや活動の場はあるということですか。

【事務局】

今年に関しては、子育て支援拠点施設で手伝ってもらったり、子育て応援フェスタでボランティアとして手伝いをしてもらったりと活躍の場はありました。来年度からも地域の活動の場など検討していきたいと思っています。

【合田史宜副会長】

P69の(13)の3行目から6行目について。現状は保育士が不足しており、どの保育園も保育士が欲しくて仕方がないが入らない。結局保育士を入れることができないから、定員を割って保育するしかない。例えば0歳児は3人に対して保育士が1人必要なので、0歳児を受け入れなければ定員は増えるといった状況だ。一方で、愛媛県の養成校の学生は大都市圏に流れていくので、保育士の確保自体が難しい。待機児童が出ないよう公立がしっかり保育士を雇い入れないといけないのに、新規参入でいくというのが理解できない。保育士を入れたら人数を増やせるところはたくさんあるので、そこを考えないといけない。

具体例を出すのはあまりよくないと思うが、東京と愛媛では保育士の給料が初任給から数万円違う。そういう状況だから東京、大都市圏に取られていくのに、新規参入を促しても運営費から支払われる給料なので上限が出てくる。そこを見ないで、新規参入で何とかしようというのが理解できない。どう考えているのか。

【事務局】

公立保育園の保育士の拡充については、子育て支援課としても必要性を十分に感じており、定年退職者よりも多い保育士の確保をしてもらっています。来年度もその予定で進んでいます

が、正規の保育士はたくさん採用試験に申し込んでもらっている一方で、臨時の保育士は応募がない状況です。一度勤めても辞める状況もあるので、副会長の意見のとおり苦慮しています。

事業計画とは別の話になりますが、臨時保育士については、会計年度任用職員という形で、来年度市役所の臨時職員の給与体系が変わります。その中で給与面、待遇面が改善する余地があるので、その点をPRして離職を防いだり、募集を広げていこうという努力を継続していきたいと考えています。

新規参入については、必要性が生じた場合にはということで、需要と供給のバランスで、新規参入の申し込みがどのくらいあるか想定するだけです。その際は0歳、1歳、2歳の低年齢の保育需要が増えると思うので、調整を図ったり、うまく運営できる事業者かどうかの見極めも必要です。すべてOKという方針でないことをご理解いただければと思います。市全体で保育を頑張る思いのもとで事業をしてもらわないといけないので、理解や指導をしていく形で進んでいきたいと思っています。

【合田史宜副会長】

新規参入が悪いというわけでない。今必要なのは0～2歳児をどうするかだが、小規模保育事業所で抱えるとしても、新居浜市は人口が減っているから、やがて需要はなくなる。企業や法人が入ってきた場合、撤退しないといけない時がいずれ来る。そこまで見通して新規参入の計画を立てているのかということだ。

【事務局】

新規参入の予算が通っています。来年度から、かがやき保育園が事業を拡大する予定です。事業拡大するにあたっては見込みや、事業運営がきちんとできる事業計画かを確認しています。子育て支援課としても、何でもOKにするのではなく、見込みの中で確認しています。皆さんの意見を聴きながら確認していきたいと思っています。

【合田史宜副会長】

施策体系を見ると、子どもが増えないといけないようなバラ色のことが書かれている。あらゆることに対応すると書かれている。が現実としては、子どもが減っている。それを考えないといけないのに、子ども・子育て会議以外で語る場はない。人口減少について本当に考えないといけない。人口が減少すれば税収も減るのだから、P70の1 庁内推進体制の充実には「福祉、保健、教育など多岐にわたって」とあるが、経済も含めればいい。広い意味で考えてもらえるとよい。

【藤田福祉部長】

確かに少子化対策は、基本的には福祉部門、子育て支援課が脚光を浴びますが、実際には色々な施策が関係しており、色々な部局にまたがっています。経済的な側面もありますが、それについては現在策定している第2次総合戦略の中で人口減少をいかに抑えるか、経済や教育、福祉などあらゆる分野で施策を推進していこうと考えています。子ども・子育て支援事業計画はその中で、子育て支援、育児を担う親の世代をいかに支援するかを考えるものなので、色々な分野が関わっていないといけないと当然理解しています。

【合田幸広会長】

ほかにご意見・ご質問はございませんか？

【高橋委員】

前回の策定時にも話したことだが、児童センターの職員としてセンターについて話したい。センターは0歳から18歳までの全児童を対象に、いつでも遊びに来られる施設です。しかも月曜日と祝日が休館なので、土日曜日に親子で遊びに来ることができます。ただ待っているだけでなく、平日の午前中は親子が来て遊べる活動、午後は幼稚園や小学校から帰ってきた後にできることを、土曜日は小学校高学年ができる活動を行い、その合間には中学生も遊びに来ます。幅広い年代の子どもが来るので、在籍が長い職員は子どもの成長を見届けるような施設です。

児童センターについて記載があるのはP56です。前は幼児を対象としたもので、図書館での読み聞かせや児童センターでの親子活動があった。しかし今回は、幼児だけでなく児童全般を対象に考えていくということで、児童センターは図書館の読み聞かせとは違うものなので、分けて考えてもよいと思った。

小学生にもアンケートを配布しているにも関わらず、主に幼児に関する活動が書かれていて、全体的に小学生に関する事柄が少ない印象を受けた。そういうことを見直してもよいと思う。

【事務局】

ご提言ありがとうございます。児童センターに何度か行く機会があり、話をしたのでそのとおりだと思います。児童センターでは「やんちゃKIDS」も行われていますが、抜けている部分があります。これが確定ではないので、担当と相談しながら追加したいと思います。相談よろしくお願いします。

【高橋委員】

児童館もだが、全般的に小学生の活動も盛り込めば、もっと多くの人気持ちが入ると思う。

【合田幸広会長】

ほかにご意見・ご質問はございませんか？一点確認したい。12月13日に令和2年4月1日入所申し込みの受付が終了したが、来年度の入所人数は例年通りなのか、多いのか。

【事務局】

最終的な集計ができていないので何とも言えないところですが、最近の傾向として、子どもの人数は減っているものの、入所する割合は上がっています。

【合田幸広会長】

P57の95番と99番については以前より行ってきた事業だが、3～4年前に予算がなくなったはずだ。また予算が復活するのか。

【藤田福祉部長】

以前は別に補助がありましたが、公立保育園でも別予算でありました。子ども・子育て新制度に移行した段階で、それらの活動が公定価格に含まれていると記憶しています。地域の保育園として、地域住民との交流は園児にとってもよいことなので、充実を図っていただきたいという思いで残しています。

【合田幸広会長】

ずっと続けた事業でして、費用も年間30万円くらいだった。もしきちんとした予算がつく

のなら、充実してもらいたい。

【合田幸広会長】

ほかにご意見・ご質問はございませんか？

本日の議題については、以上となります。

次に「その他」の議題に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、その他の事項として、事務局から1点申し上げます。

次回の当会議の開催についてです。素案の3ページをご覧ください。下の部分にパブリックコメントについての記載がありますが、本日の審議を経て、計画案をまとめまして改めて皆さんにお示しさせていただきます。その計画案は令和2年2月の約1か月間、市民意見提案制度（パブリックコメント）によりまして、広く市民の方々からのご意見等をいただいた上で、次回3月に開催予定の本会議におきまして、市民からの意見等を反映させた内容を改めて提示させていただきます、本市の最終案として決定したいと考えております。

ご提出いただいた日程調整票に基づき、開催日時を決定しまして、正式に皆さんへお知らせさせていただきますので、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

なお、次回会議の会場についてですが、3階の応接会議室へ変更させていただく予定としておりますので、お間違いのないようお願いいたします。以上です。

【合田幸広会長】

ただいまの説明に対し、何かご意見、ご質問はございませんか？

このあたりで本日の会議を終了させていただければと思います。今後、また何かお気づきのことがございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

それでは、これもちまして、第18回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

委員の皆様には最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。どうか、よいお年をお迎えください。本日はお疲れさまでした。

— 閉 会 —